

介護予防ケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の追加について

酒田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第 2 条第 1 項第 1 号エにおいて、協議会の所掌事務として、「センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の決定」が謳われており、事業所利用を希望する者がいるため、次の事業所について委託の承認を考えるものです。

1. 事業所名 与野ケアセンターそよ風

事業所の概要	所在地	埼玉県さいたま市中央区 1-11-11
	法人等の名称	株式会社 SOYOKAZE
	事業開始年月日	2001/04/01
	営業時間・曜日	平日 8 時 30 分～17 時 30 分
	介護支援専門員数	4 人
	基礎資格	看護師、介護福祉士
	主任介護支援専門員有資格者の有無	有 3 人
	経験年数 10 年以上の介護支援専門員数	4 人
	運営方針	居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。適正な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に居宅サービス計画を作成すると共に、サービス事業者との連絡調整を行います。事業の実地にあたっては、市区町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するように十分配慮いたします。
	サービスの特色	お一人お一人のご利用者様・ご家族様の立場に立ち、その方のニーズに合ったサービスプランの提案をさせていただきます。また地域の皆様の介護相談窓口としてもご気楽にお越し下さい。

※事業所の概要は、介護サービス情報公表システムより抜粋